

研究ノート

アメリカにおける非公開会社の会計基準設定プロセスが
金融商品会計基準の改善に与える影響

— 非公開会社におけるヘッジ会計の複雑性の低減 —

山 内 高 太 郎

はじめに

金融商品取引の拡大、企業活動への影響の増大といった経済環境の変化から、財務諸表利用者の有用性のために金融商品を財務諸表で認識することが求められるようになった。こうした社会的な要請にたいして会計基準設定主体は、多様な取引の状況を財務諸表利用者に伝達するために多様な基準や規定を設定し、開示を増加させた。この結果、多様な基準や規定の理解や適用における問題が生じ、増え続ける開示要求は財務諸表作成にかかるコストを増加させることとなった。さらに、公正価値による測定は、会計情報に不確実性を増加させ、財務諸表作成者の判断の余地を広げることとなった。この結果、金融商品会計基準は複雑化し、財務諸表利用者においても複雑化した会計基準からもたらされる会計情報を理解するうえで問題が生じるようになった。

こうした状況の改善のために、2005年アメリカ財務会計基準審議会と国際会計基準審議会は、金融商品会計の改善と複雑性の低減について共同プロジェクトとして取り組むことを決定した。2008年の金融危機を契機に、金融商品会計基準の見直しは加速され、その後の議論の結果、2つの会計基準設定主体は個別に金融商品会計の改善と複雑性の低減について検討を進めることとなった。

本稿では、こうした状況の中、アメリカにおいて2012年に設置された非公開

会社諮問会議によるヘッジ会計の複雑性の低減の提案をとりあげ、この提案が会計基準として形成されていく過程を考察し、その過程から金融商品会計における複雑性の低減の問題点を明らかにした。

また、アメリカ会計制度における一般に認められた会計原則と非公開会社のための会計基準設定の関係について考察することで、アメリカの会計制度の変化について検討を行うものである。

1. 非公開会社諮問会議 (Private Company Council) の設置

アメリカの会計基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) を監督、管理し、資金調達を行う FASB の母体組織である財務会計基金 (Financial Accounting Foundation : FAF¹) は、2012年5月、非公開会社諮問会議 (Private Company Council : PCC) の設置を承認した。

PCC は、非公開会社の会計基準設定プロセスを改善する新たな主体 (body) であり、FASB の諮問機関 (the primary advisory body) として位置づけられている²。PCC は、「非公開会社の意思決定フレームワーク (the Private Company Decision-Making Framework) を用いて、非公開会社の財務諸表利用者のニーズに対応するために、一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles : GAAP) の代替案を FASB に助言することを目的としている。この PCC による助言は、FASB の会計基準設定プロセスの中で検討され、最終的に FASB による承認をもって会計基準として公表される³。その後、適用対象となる非公開会社は、必要に応じて、GAAP または PCC による代替基準のいずれかを選択することとなる。

(1) PCC の手続き (Operating Procedures)

PCC のメンバー (理事) は、非公開会社と関係のある10名 (2017年現在) とリエゾンメンバーとなる FASB メンバー 1 名から構成されており、PCC が検討した GAAP の代替案は、PCC メンバーの 3 分の 2 の賛成をもって承認され、FASB に提出される。

FASB に提出された PCC の代替案は、FASB メンバーの過半数の賛成をもって一般からのコメントを得るために公表され、それらのコメントをもとに PCC は代替案の再検討を行い、最終案を投票によって決定し、FASB に提出する。FASB は、PCC から提出された最終案について審議を行い、最終的に代替基準とするかについて決定を行う。FASB が PCC から提出された代替案を否決する (non-endorsement) 場合、FASB の議長はその理由を合理的な期間内に PCC の議長に書面で提出し、この書類は FASB の公式記録 (public record) となる。

このように非公開会社のための会計基準は、PCC によって GAAP の代替案として検討され、その代替案の公表、代替基準としての最終決定は FASB が行うことで、非公開会社のための会計基準は GAAP と異なる手続きによって決定されたものではなく、非公開会社のための会計基準も GAAP の一部として決定、公表されていることを非公開会社の財務諸表利用者に表示している。また、この手続きによって、適用対象となる非公開会社の財務諸表作成者に対しても、非公開会社のための会計基準が GAAP と異なるものではないことを示している。

2016年、FAF による PCC の3年間のレビューを受けて、PCC の手続きの改定が行われた。この改定によって、PCC は主に FASB が専門的なアジェンダ (technical agenda) として現在検討している (active) のプロジェクトについて助言することとなった⁴。また、PCC の専門的なアジェンダは、FASB から2名 (1名は審議会メンバー、1名はテクニカル・ディレクター) と PCC の議長および議長が指名した PCC メンバーで構成される小さなグループ (PCC Technical Agenda Consultation Group) で協議されることとなった⁵。さらに、非公開会社のステークホルダーとのコミュニケーションの改善として、タイムリーで透明性の高い方法での情報提供を確実に行うことが求められた⁶。

(2) 非公開会社の意味決定フレームワークの目的と考え方の基礎

2013年12月、FASB と PCC は、「非公開会社の意味決定フレームワーク 非公開会社の財務会計と報告の評価のガイド」(以下、PCC フレームワーク)

を公表した。PCC フレームワークは、FASB と PCC が非公開会社のための GAAP の代替案や代替基準の決定を支援するものである⁷。PCC フレームワークは、利用者の目的適合性 (user-relevance)、コストとベネフィットの評価 (cost-benefit evaluations) の観点から検討を行い、非公開会社が GAAP に基づき財務諸表を作成する際の複雑性 (complexity) やコストを減らすことを目的としている⁸。

PCC フレームワークでは、最初に、適用される非公開会社の範囲を、適用対象外となる条件を定めることによって明確にしている⁹。これは、非公開会社が公開会社と異なり、法や規制によって財務諸表の作成や提出を義務づけられていないため、適用対象を限定してしまうことで非公開会社のための会計基準を必要とする実体が適用対象外となり適用できなくなることをさけるとともに、非公開会社のための会計基準を GAAP 内の例外規定として設けるとしたことから制度設計者の意図しない財務諸表作成者の裁量を拡大させないために必要であったと考えられる。

このことについて、「審議会は、実体が U.S. GAAP の範囲内で認められる代替基準 (alternatives) を適用することができるかどうかは、最終的に規制機関、貸手、その他の債権者や U.S. GAAP の財務諸表を要求する財務諸表利用者によって決定されることになるであろう¹⁰」というように、非公開会社のための代替基準が適用されるかどうかは、ある実体の選択というよりも、非公開会社とその財務諸表を要求する利用者との関係の中で決定されることになる。

また、PCC フレームワークでは、財務諸表利用者の目的適合性の観点から公開会社と非公開会社の財務報告に違いが生じるとして、主要な財務諸表利用者の数と利用者の経営者へのアクセス¹¹、主要な財務諸表利用者の投資戦略、非公開会社の所有と資本構成、非公開会社における会計実務を行うための資源と教育の問題をあげ、公開会社と非公開会社の財務報告の問題をわけるための説明がされている¹²。

ここで注目すべきは、PCC フレームワークは非公開会社の財務諸表作成における複雑性やコストの問題よりも財務情報利用者の目的適合性に重点をおいても論理展開がなされている点である¹³。これによって、FASB の概念フレーム

ワーク（GAAPのための概念フレームワーク）と同じく情報利用者の目的適合性を論理の中心とすることで、GAAPとしての全体的な論理整合性を保ちながらも、非公開会社において情報利用者が限定されることや経営者へのアクセスといった特定の条件から利用者の目的が異なるとして、GAAP内に例外規定を設ける必要性を導き出している。しかし、情報利用者の目的適合性を重視した結果、非公開会社の財務諸表作成者が求める解決と異なる結末となる可能性があり、この場合、財務諸表作成者は非公開会社のための会計基準を用いないという選択ができる。このため、PCCの検討において実質的に重視されるのは、コストや複雑性の低減となると考えられる。

2. 非公開会社におけるヘッジ会計の複雑性の低減

FASBは、PCCの提案をうけて、2013年7月、公開草案「デリバティブとヘッジ（トピック815）、特定の変動金利を受け取り、固定金利を支払う金利スワップの会計」（以下、公開草案）を公表した。その後、公開草案に対するコメントについてPCCにおいて審議が行われ、PCCの最終案がFASBに提出された。それをうけてFASBは、2014年1月に会計基準のアップデート（Accounting Standards Update：ASU）No.2014-03「デリバティブとヘッジ（トピック815）、特定の変動金利を受け取り、固定金利を支払う金利スワップの会計－簡略化したヘッジ会計アプローチ」（以下、ASU No.2014-03）を公表した。

(1) 公開草案公表の経緯とPCCの提案内容

PCCは、多くの非公開会社の財務諸表作成者と主要な利用者（とくに貸手）から、金利スワップの会計処理についての懸念が寄せられたため、変動金利を受け取り、固定金利を支払う金利スワップについての現行GAAPである、FASBが公表した「コード化された会計基準（Accounting Standards Codification：ASC）トピック815 デリバティブとヘッジ会計」について、PCCフレームワークによって評価を行った（evaluate）。

この評価は、非公開会社のステークホルダーからの、変動金利を受け取り、

固定金利を支払う金利スワップ契約を結ぶことで、変動金利の借入を固定金利の借入に変更するのと同じ経済的な効果を非公開会社が得ようとする場合に、GAAPを簡略化した(simplified)代替的な会計アプローチによるべきである(provide)という意見にもとづいて行われた¹⁴。

現行のGAAPでは、すべてのデリバティブの当初および事後の測定は、公正価値によって行われる¹⁵。公正価値の変動(volatility)は、損益(earnings)として認識されることとなるが、特定の要件を満たした場合に、ヘッジの効果を財務諸表で表すためにヘッジ対象とヘッジ手段の損益と対応させるヘッジ会計の適用を認めている。ヘッジ会計を適用できない場合、ヘッジ手段となるデリバティブの公正価値の変動は、損益として認識されることとなる¹⁶。

非公開会社のステークホルダーの懸念は、現行のGAAPにおけるヘッジ会計の適用要件を満たすことがコスト等の問題から困難であり、ヘッジ会計を適用できないことで金利スワップにかかるデリバティブの変動が、損益として認識されるということから生じていた。

さらに、多くの非公開会社の財務諸表作成者と利用者は、とくに、スワップの契約相手(counterparty)と変動金利による借入の貸手が同じ場合において、変動金利の借入を固定金利の借入に変更するのと同じ経済効果を得る目的で締結するスワップの公正価値の決定と表示に関する目的適合性とコストに疑問をもった。これは、貸手とスワップの契約相手が同じ場合、一般的にスワップは借入期間中保有され、固定金利による借入と同じになるように契約が結ばれることになるからである¹⁷。

PCCは、こうした問題がPCCフレームワークの目的で述べられた、目的適合性、コスト、複雑性の規準に合致することからアジェンダに加えることを決定し、審議を行った。この結果としてPCCは、公正価値の代わりに決済価値を用いる「複合商品アプローチ(combined instruments approach)」と「簡略化したヘッジ会計アプローチ(simplified hedge accounting approach)」という2つのアプローチを提案するに至った¹⁸。

① 複合商品アプローチ

複合商品アプローチは、変動金利による借入(負債)とその借入を固定金利に変換するためのスワップを複合商品 (combined instruments) とみなして、一定の条件に合致する場合において、決済時点を除いて、スワップを実体の財務諸表に記録しない方法である¹⁹。

この方法は、負債とスワップをあわせてひとつの構成単位と考えることで、損益計算書に固定金利による借入の影響が反映され、デリバティブ(スワップ)の変動を低減することができ、情報利用者の目的適合性を損なうことなくコストの低減をはかることができると考えられた²⁰。しかし、この方法には、GAAPとの整合性、つまり、FASBがステイトメント第133号においてこの方法と類似する合成商品会計 (synthetic instrument accounting) を認めていない (rejected) という問題があった²¹。

② 簡略化したヘッジ会計アプローチ

簡略化したヘッジ会計アプローチは、変動金利による借入(負債)とその借入を固定金利に変換するためのスワップを異なる金融商品とみなし、簡略化したショートカット法を非公開会社により容易に適用するというものであり、非公開会社は、ASCトピック815の適用においてヘッジの非有効性の評価を特定の条件のもとで免除されるとともにヘッジの金利にプライムレートや非ベンチマーク金利を用いることが認められるというものである²²。

この方法の初期の検討段階では、ヘッジの非有効部分が存在しないとして会計処理を簡略化するショートカット法と同様に、公正価値測定を用いることを前提としていた²³。このため、GAAPによる財務報告との整合性が高いことが利点としてあげられていたが、公開草案において、公正価値ではなく決済価値によって測定をすることに変更された。このことは、非公開会社にとってGAAPとの整合性よりも公正価値を用いることに問題があったことを示している。

この方法に対する反対意見として、この方法は非公開会社の特定の条件に限らず適用することができるため、今後、FASBがヘッジ会計の簡略化を検討する際に問題となるかもしれないことがあげられた²⁴。

(2) ASU No.2014-3における複雑性の低減

2014年1月、FASBは、公開草案に対する意見をふまえてPCCの審議をへたPCCの最終案を審議し、ASU No.2014-3として公表した。ASU No.2014-3は、ASCトピック815「デリバティブとヘッジ」の内容を修正、追加するものとなっている。

① 適用範囲

ASU No.2014-3は、公開会社、非営利実体、トピック960から965に規定される年金制度を除くすべての実体に適用される。ただし、公開草案の検討の結果、金融機関を適用対象から除くことを決定した。これは、金融機関の多くには、会計実務を行う資源があり、一般的に多くのデリバティブを公正価値で記録していることから、特定の金利スワップにのみ代替的な会計処理方法を認めることは混乱をまねくと考えられたためである²⁵。

② 簡略化したヘッジ会計アプローチの適用

公開草案で提案された2つの方法のうち、複合商品アプローチではなく、簡略化したヘッジ会計アプローチを適用することが決定された²⁶。

簡略化したヘッジ会計アプローチは、変動金利を受け取り、固定金利を支払うスワップという取引に限定して適用され、事後測定において公正価値(fair value)ではなく、決済価値(settlement value)を用いることができる²⁷。決済価値は、評価技法(valuation technique)を用いて計算された、スワップの残存する見積キャッシュ・フローの現在価値であり、不履行リスク(nonperformance risk)を調整しないという特徴がある²⁸。

簡略化したヘッジ会計アプローチは、パラグラフ815-20-25-131Dのすべての条件に合致した場合に金融機関を除いた非公開会社に適用される²⁹。

【パラグラフ815-20-25-131Dに示される条件】

- a. スワップの変動金利と借入の変動金利の両方が、同じインデックスと金利更改期間を基礎としている。(例えば、スワップと借入の両方が、1ヶ月のLIBORや3ヶ月のLIBORを基礎としている)。この条件を満たすために、実体は、パラグラフ815-

20-25-6A に示されるベンチマーク金利に限定されない。

- b. スワップ期間が、通常よく用いられる (typical) ものであり (言い換えると、スワップは、一般的に「ブレインバニラ」スワップと考えられる)、借入が同等の (comparable) フロアーやキャップを持たないかぎり、スワップの変動金利のフロアーまたはキャップがない。
- c. スワップと借入の再評価 (repricing) および決済日が合致している、もしくは数日 (a few days) の違いしかない。
- d. 開始時 (つまり、デリバティブが借入の金利リスクをヘッジする時点) におけるスワップの公正価値がゼロまたは、ほぼゼロ (near zero) である。
- e. スワップの想定元本 (notional amount) は、ヘッジされる借入の元金 (principal amount) と合致している。この条件を満たすために、ヘッジされる借入の金額は、借入の元金の総額よりも少なくともよい。
- f. スワップの期間中 (または、将来開始するスワップ (forward starting swap) が対象とするスワップの有効期間) に、借入から生じるすべての金利の支払いが、ヘッジされる借入の元金の全部または借入の元金と比例して、ヘッジとして指定されている。

パラグラフ815-20-25-131D は、ヘッジ対象の借入とヘッジ手段となる金利スワップの対応を重視し、基本的なスワップ取引に対して適用することを想定している。また、スワップの開始時における公正価値をゼロと見積もることで実務的な負担を軽減するとともに、ベンチマーク金利以外の利用を認めることで広範なヘッジ会計の利用を可能としている。

また、将来開始する変動金利を受け取り、固定金利を支払うスワップについても、スワップされる予想金利支払いの可能性が高い (probable) 場合、簡略化したヘッジ会計アプローチを適用できるとしている³⁰。

③ 簡略化したヘッジ会計アプローチによる実務負担の軽減

ヘッジ会計の適用において、実務負担が大きいと考えられたのが、ヘッジ開始時における文書化 (documentation) とヘッジの非有効部分の想定 (assume) であった。

簡略化したヘッジ会計アプローチでは、GAAP が要求する (パラグラフ815-20-25-3によって) 文書化は、ヘッジ開始時に必ずしも必要ではなく、ヘッジ契

約が開始後の最初の年次財務諸表を公表する日までに行わなければならないとされた³¹。また、変動金利を受け取り、固定金利を支払うスワップのキャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分については想定しなくてよいとされた³²。

こうした対応により、簡略化したヘッジ会計アプローチを適用することで、財務諸表作成者の負担が軽減されることとなる。

3. PCC による会計基準設定プロセスの制度的な課題

アメリカにおける会計基準の設定と公表された会計基準に対する社会的な合意形成は、デュー・プロセスと概念ステイトメントに支えられていると考えられる。FASB は、デュー・プロセスという決められた手続きにより会計基準が設定されたという事実に基づき多様な利害関係者間の利害調整を行うとともに、デュー・プロセスをへて公表された会計基準の社会的な正当性を保証することとなる。

また、概念ステイトメントは、GAAP ではないが、公共の利益に資することを目的とし、FASB が会計基準を開発する際の指針となり、FASB とその構成員に財務報告の適切な内容 (appropriate content) と固有の限界 (inherent limitations) の理解を提供するものであるとされる³³。FASB の概念ステイトメントは、一般目的の財務報告の基礎を形成することを目的としており、一般目的の財務報告の目的は、現在および潜在的な投資家、貸手、その他の債権者に、実体に資源を提供することについての意思決定に役立つ報告実体に関する財務情報を提供することにある³⁴。また、FASB 概念ステイトメントで述べられる有用な財務情報の質的特徴の中で、目的適合性 (relevance) と誠実な表示 (faithful representation) を基礎となる質的特徴として位置づけている。

非公開会社の会計基準の設定において、FASB と PCC が判断の論理的な根拠とするのは、PCC フレームワークであり、PCC フレームワークは、FASB と PCC が非公開会社という限定された対象に適用する会計基準の決定を行うための支援を目的としている。また、そのための基礎的な考え方は、利用者の目的適合性 (user-relevance) とコストとベネフィットの評価 (cost-benefit

evaluations) に重点をおいたものとなっている。

このように、FASB 概念ステイトメントと PCC フレームワークでは目的が異なっている。つまり、FASB の概念ステイトメントが、社会的な利害調整や合意形成に機能するのに対し、PCC フレームワークは、PCC が FASB に対して提案の妥当性を説明するために、FASB が PCC の提案を支持する (endorse) かどうかを判断するために用いられる。このように、これらの論理的な説明が機能する場面と対象の範囲が異なっている。

さらにいえば、対象の範囲の違いだけでなく、そもそも非公開会社は、法や規制といった制度的な強制がなく、借入時に金融機関から GAAP に基づく財務諸表の提出を求められたために必要となるというように、個々の取引の中で GAAP の適用が決定されており、仮に個々の取引の中で GAAP 以外の選択肢が提示されれば GAAP を用いる必要性はなくなる。つまり、非公開会社において GAAP を適用するかどうかの選択の決定権は、基準設定主体ではなく適用する企業が側にあるということである。しかし、非公開会社の取引相手が、非公開会社ではない、慣行的に GAAP を用いる、他の好ましい選択肢がない等の理由から GAAP の影響を間接的にうけることとなる。

概念的に GAAP は一般目的で作成されるため、本来であれば非公開会社に適用する際に例外規定を設ける必要はないはずである。しかし、経済環境の変化にともなう取引の多様化や会計不正といった社会問題への対応の必要性から GAAP は変化が求められ、一般目的であるがゆえに複雑なものとなり、GAAP 適用にともなうコストの増加が問題となった。

PCC を FASB と異なる基準設定主体とせず、GAAP と異なる会計とせず GAAP の一部としたのは、複数の会計基準が存在することから生じる基準間の対立や競争といった制度的に好ましくない状況を作り出さないことが一つの要因として考えられる。

PCC の提案の基準化を FASB のデュー・プロセスに組み込んだことは、手続き上の問題を生じさせないという点では問題がないようにとらえることもできるが、審議過程において、FASB メンバーと異なり、非公開会社に関わるという限定的な条件によって選ばれた PCC メンバーの意見が強く反映されるこ

とから、一般に認められたという合意形成の点において問題が生じるかもしれない。また、FASB の概念ステイメントとは異なる PCC フレームワークに基づいてアジェンダとするかどうかの判断、決定が行われるため、一部の利害関係者を有利とするような基準開発が行われる可能性を秘めているといえる。

こうした状況を作り出したことについて、Karthik Ramanna は、アメリカ商工会議所 (Chamber of Commerce) と SEC の開示要求の拡大とのせめぎ合い、小規模な監査事務所や AICPA の会計基準設定における発言力の問題、2008年の金融危機において公正価値会計が潜在的に果たした役割に対する批判により PCC の設置時において FASB の発言力が弱かったこと、最終的には、FAF が PCC の設置における政治的な過程のなかで妥協点を見いだせなかったことを要因として述べている³⁵。

FAF は、PCC の3年間の活動についてのレビューを通して、PCC の存続を決定している。このことは、現在のアメリカの会計制度においてより良い解決方法が見いだせていないことを意味しているのかもしれない。

4. 非公開会社におけるヘッジ会計の複雑性の低減の意味

FASB は、2005年10月の国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) との合同会議において、金融商品会計における報告の改善と複雑性の低減について、IASB と共同プロジェクトとして取り組むことを決定した。

2008年3月、IASB は FASB との共同プロジェクトの成果としてディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表した。一方、FASB は、IASB のディスカッション・ペーパー公表と同時に、IASB のディスカッション・ペーパーに質問を追加し、意見聴取 (Invitation to Comment) 「金融商品の報告における複雑性の低減 (IASB ディスカッション・ペーパーを含む、金融商品の報告における複雑性の低減)」を公表した。

このディスカッション・ペーパーでは、金融商品の財務報告の複雑性の低減は、財務諸表の作成者、監査人、利用者のために行うものであり、金融商品会

計基準の理解と適用の困難さという問題を解決するためであると考えられている³⁶。また、こうした複雑性を生み出す要因は金融商品が複雑であることにあり、複雑な金融商品を多様な測定手法を用いて測定することや代替的な会計処理や例外規定が多くあることなども複雑性を増加させていると考えられている³⁷。

2008年の金融危機を契機に、FASBとIASBは金融商品会計について短期的な対応が必要となり、ディスカッション・ペーパーと異なる観点から検討を行うこととなる。しかし、ここでも複雑性の低減は、重要な検討事項とされた。

2010年5月、FASBは2008年のIASBのディスカッション・ペーパーに対する意見を踏まえて、IASBのコンバージェンス・プロジェクトの一環として公開草案「金融商品の会計とデリバティブ商品およびヘッジ活動についての会計の改訂」を公表したが、2010年公開草案についての審議の中で、IASBと同じアプローチ（分類と測定、減損、ヘッジ会計）による検討をやめることを決定した。

その後のFASBの金融商品会計基準の開発において、IASBとの共同プロジェクトやコンバージェンスという視点はなくなったものの、複雑性の低減についての検討は現在も続いている。こうした検討の中で、PCCによる特定の取引についてヘッジ会計の複雑性を低減するという提案は、財務諸表作成者のために適用の困難さとコストを減らすことの必要性を強く表したものとなり、複雑性の本質的な問題が公正価値と結びついており、とくに公正価値測定による変動をどのように損益として認識するかという点が重視されていることを示すものとなった。また、特定の取引について例外規定を設け、その適用対象を限定したことは、将来的に複雑性を増加させる要因となるかもしれない³⁸。

おわりに

非公開会社におけるヘッジ会計の複雑性の低減のために簡略化したヘッジ会計アプローチを適用するというPCCの提案は、ヘッジ会計の適用を容易にするための示唆を含み、一般目的の会計基準開発におけるヘッジ会計の複雑性の低減を考える場合に参考となるかもしれない。

一般目的として会計基準の開発を考える場合、すべての実体に適用可能な基準開発が必要となり、一部の財務諸表作成者や利用者の実務的な要請に応えるのではなく、社会全体の合意形成をはからねばならない。また、公正価値を用いないという例外規定を設けることは、ASU No.2014-03の決定において、適用対象から金融機関が除かれたことからわかるように、現在のアメリカの会計慣行においては困難をともなう。

複雑性を低減するという目的を第一とするならば、例外規定を設けるという方法は、財務諸表作成者にとって裁量の余地が増えるという一方で、個々の経済的な状況においてどの基準を適用すべきかという判断の問題が生じさせることとなり、複雑性を増す要因となる。さらに、コスト問題を重視して例外規定を設けた場合、企業活動の拡大にともない例外規定を適用できなくなった時の影響を考慮して、企業活動を制限する選択が行われるかもしれない。

金融商品会計の複雑性の問題は、金融商品の複雑性に起因しており、複雑な金融商品取引を財務諸表利用者に理解可能なものとして伝えるために複雑性を低減することが重要な意味を持つ。しかし、この問題は、適用される基準や規定の増加、それに伴う過大な開示要求により実務的な対応に影響を及ぼし、複雑性の低減のためには会計基準の適用の問題についても考慮する必要が生じた。この結果、金融商品会計の複雑性の低減は、財務情報利用者と作成者間の利害調整の問題となり、さらには公正価値測定による見積りが加わったことで監査可能性の問題となったのである。

こうした会計環境の中で、PCCによる作成者に重点をおいた提案がGAAPとして公表されたことの意味は、GAAP対PCC基準という対立関係としてとらえられるか、ひとつのGAAPとして認められるか、例外規定を適用する企業数の推移等によって今後、明らかにされていくことになるであろう。

¹ FAFは、FAF理事会と2つの会計基準設定主体(FASB、アメリカ政府会計基準審議会(Governmental Accounting Standards Board : GASB))、FAFマネジメントチームから構成される。

² PCCは、3年間ごとに活動についての評価を行い、その有効性を確認することとなっている。

³ FASB ホームページ (<http://www.fasb.org/pcc/aboutus> (2017/1/10))

⁴ PCC, *Responsibilities and Operating Procedures of the Private Company Council*, Jan. 2016, p. 6.

⁵ *Ibid.*, p. 8. (ただし、PCC のアジェンダをプロジェクトに加えるかどうかは、PCC が決定する。)

⁶ *Ibid.*, pp. 10-11.

⁷ FASB・PCC, *Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies*, Dec. 2013, par. 7.

⁸ *Ibid.*, par. 8.

⁹ *Ibid.*, par. 12.

¹⁰ *Ibid.*, par. 12.

¹¹ 非公開会社の財務諸表利用者は、継続的に経営者に必要な情報を得ることが可能で、財務諸表情報で不明な点があったとしても、追加的な情報を直接得ることができる。

¹² FASB・PCC, *op. cit.*, Dec. 2013, par. 16.

¹³ *Ibid.*, par. 18.

¹⁴ FASB, *Exposure Draft, Derivatives and Hedging (Topic 815) Accounting for Certain Receive-Variable, Pay-Fixed Interest Rate Swaps a proposal of the Private Company Council*, Jul. 2013, par. BC6.

¹⁵ FASB, *Accounting Standards Codification*, pars. 815-10-30-1 & 815-10-35-1.

¹⁶ *Ibid.*, par. 815-10-35-2. ただし、確定給付年金制度等は適用対象外となる。

¹⁷ FASB, *Exposure Draft*, Jul. 2013, par. BC7.

¹⁸ *Ibid.*, pars. BC8-BC9.

¹⁹ *Ibid.*, p. 2.

²⁰ PCC, *May 7, 2013 PCC Issue Summary No.1*, par. 28.

²¹ *Ibid.*, par. 29. (ASC 815-10-25-4参照。)

²² *Ibid.*, par. 31.

²³ *Ibid.*, par. 33.

²⁴ *Ibid.*, par. 34.

²⁵ FASB, *Accounting Standards Update No.2014-03*, Jan. 2014, par. BC8.

²⁶ PCC, *September 30-October 1, 2013 PCC Decision Overview*, p. 1.

²⁷ FASB, *Accounting Standards Codification*, par. 815-10-35-1A.

²⁸ *Ibid.*, par. 815-10-35-1B.

²⁹ *Ibid.*, par. 815-20-25-131B.

³⁰ *Ibid.*, par. 815-20-25-131E.

³¹ *Ibid.*, par. 815-20-25-131C.

³² *Ibid.*, par. 815-20-25-131A.

³³ FASB ホームページ、概念ステイトメント (<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/PreCodSectionPage&cid=1176156317989> (2017/2/20))

³⁴ FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, Sep. 2010, pars. OB1-OB2.

³⁵ Karthik Ramanna, *Political Standards Corporate Interest, Ideology, and Leadership in the Shaping of Accounting Rules for the Market Economy*, 2015, Chapter7.

³⁶ IASB, *Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, Mar. 2008, pars. 2.2-2.4.

³⁷ *Ibid.*, pars. BD14-BD17.

³⁸ FASB の審議結果において、個別目的としてヘッジ会計の複雑性を低減するのではなく、一般目的として検討すべであるという理由から ASU No. 2014-03の決定において、1名の FASB メンバーが反対を表明している (FASB, *ASU No. 2014-03*, p. 16)。